

仕 様 書

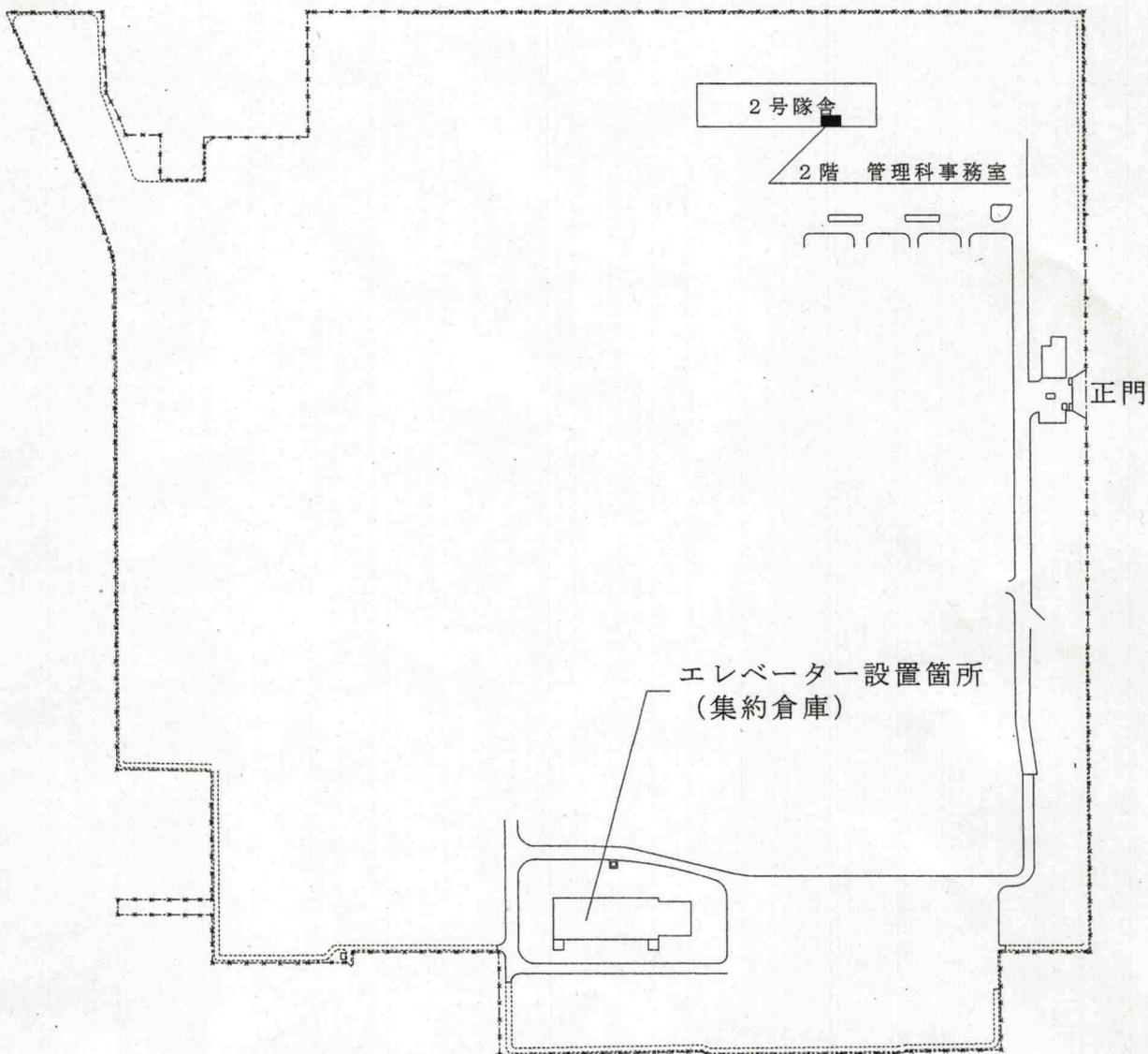
件 名	荷物用エレベーター保守点検	作 成 者	国分駐屯地業務隊管理科 防衛技官 福田 悌也
		作成年月日	令和 6年 3月 / 日
1 適用範囲	本仕様書は、陸上自衛隊国分駐屯地で実施される「荷物用エレベーター保守点検」4月～3月までの各月に適用する。		
2 場 所	鹿児島県霧島市国分福島2丁目4-14 陸上自衛隊国分駐屯地		
3 概 要	駐屯地集約倉庫の荷物用エレベーター(2階用)の保守及び点検 (フルメンテナンス) 1台		
4 機 器 名	フジテック㈱インバーター制御(機械室なし)ロープ式エレベーター (H25.8.29新設) F-(2000)-2S45-2T 用途: 荷物用(速度45m/min・積載重量2000kg未満)		
5 一般事項	<p>(1) 保守点検は、本仕様書によるほか、「建築保全業務共通仕様書」及び関係諸法規により実施する。</p> <p>(2) 請負業者は保守点検に際し、疑義等を生じた場合は係官と協議を実施し、その指示に従う。</p> <p>(3) 請負業者は、事前に保守点検を実施する技術者の昇降機等検査資格者証の写しを係官に1部提出する。</p> <p>(4) 保守点検の写真は、実施状況及び係官の指示する箇所を撮影し、A4判に整理の上、1部係官に提出すること。</p>		
6 特記事項	<p>(1) 点検は、付紙の「保守点検項目」を実施するものとし、細部については製造所の指定による。</p> <p>(2) 保守点検の結果は、速やかに点検結果報告書を作成し、係官に1部提出する。</p> <p>(3) 故障及び不具合が発生した場合は、その修理のために直ちに技術員を派遣するものとする。</p> <p>(4) 保守点検に当たっての部品及び消耗品等の取替及び修理作業は、請負者の負担とする。 ただし、付紙の「消耗品等取替の除外項目」は、除外する。</p> <p>(5) 使用者側の過失による、部品の取替及び修理等の使用者側の負担作業に際しては、係官と協議の上、係官の指示に従う。</p> <p>(6) 点検日は、毎月月末までに実施するものとし、係官に計画を提出し承認を受け、実施する。</p> <p>(7) 意匠清掃は、定期的実施するものとし、細部は係官と調整し保守点検完了後、検査官立会のうえ、役務完了検査を実施する。</p>		

保守点検項目

区 分	作業項目(装置名)等	区 分	作業項目(装置名)等	
か ご	かごの運転状況	か ご 上	かご上の環境状況	
	外部への連絡装置		戸の開閉装置	
	停電灯装置		ガイドシュー・ローラー	
	内装・照明		給油機(オイル)	
	作業盤・表示ランプ		かご上機器	
	かごドア・敷居		付 加 装 置	地震時管制運転装置
	開閉装置・安全装置			停電時管制運転装置
乗 場	戸の開閉状況	火災時管制運転装置		
	乗り場の戸・敷居	冠水管制運転装置		
	ドアインターロックスイッチ	意 匠 清 掃 (定期)	三法枠	
	乗場ボタン・表示ランプ		作業盤	
昇 降 機 ・ピ ッ ト	昇降路・ピット内環境		戸・側板	
	かご・おもり吊り車・テンションプーリ		敷居	
	主・調速機ロープ		戸閉め安全装置	
	ガイドレール		かご位置表示装置	
	つり合いおもり		天井証明カバー	
	非常停止装置・リミットスイッチ		ピット内	
	移動ケーブル		ほうき、ウエス、ハンディモップ等を使用して清掃	
	緩衝器・かご下機器			

消耗品等取替の除外項目

1 意匠部品(乗かご、三法枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他)の塗装メッキ直し、修理及び部品の取替
2 巻上機、電動機、制御盤等の機器本体の交換
3 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
4 昇降路周壁及び建屋部分の改修
5 諸法規の改正または官公署の命令及び指導により、現状の仕様変更
6 利用者側の不注意、不適當の使用、管理により発生する補修又は取替
7 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた機器類の修理



国分駐屯地配置図 S = 1 / 4 , 0 0 0